

全 員 協 議 会 資 料
令和4年 月 日

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例（案）の骨子について

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（案）の骨子について

1. 条例制定の背景

(1) 国、都、他市の取組状況

多様化、高度化する行政ニーズ及び市民サービスへの要請に的確に対応するため、有為な外部人材の活用が求められています。民間人材の任期付採用については、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）」に基づき、東京都をはじめ多摩26市中14市で条例を制定し、法務、観光、広報等の専門的知識が必要となる分野で採用事例があります。

(2) 当市で検討中の案件と条例の整備

「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」を活用し民間人材の職員としての受入を検討しています。また、今後は、必要に応じて、他の外部人材の活用も見据えていきます。以上を踏まえ、条例を整備します。

【企業版ふるさと納税（人材派遣型）制度の概要】

① 「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられた地方公共団体の地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

企業が制度を活用するに当たって、1回当たり10万円以上の寄附が対象、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止などの要件があります。

② 「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」は、「企業版ふるさと納税」の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るため、令和2年10月に創設されました。

市のメリットは、専門的知識・ノウハウを有する人材の活用により、地方創生の取組をより一層充実・強化することができること、人件費を実質的に負担することなく人材を受け入れることができることなどです。

3. 今後の予定

- (1) 令和4年第4回東大和市議会定例会に条例（案）を提案（令和4年11月）
- (2) 来年度の任期付職員の採用手続（令和4年12月～5年3月）
- (3) 条例の施行（令和5年4月1日）

2. 条例の概要

(1) 趣旨

民間人材の採用の円滑化を図るため、一般職の職員について、公務に有用な専門的知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び給与の特例に関する事項について、東京都の制度を参考に定めます。

(2) 任用区分、要件、任期等

任用区分	特定任期付職員	一般任期付職員	その他任期付職員
要件	高度の専門的知識経験等を有する者を一定期間活用することが必要	専門的な知識経験を有する者を一定期間活用することが必要	一定の期間内に終了見込の業務又は一定の期間に業務量が増加見込の業務に従事
採用方法	選考	選考	競争試験又は選考
任期	5年以内	5年以内	原則として3年以内

(3) 任期の更新

- 任期は、採用した日から5年（3年）を超えない範囲で更新することができます。その場合は、あらかじめ当該職員の同意を得る必要があります。

(4) 給与に関する特例

- 特定任期付職員の給料表（1号給：371,000円から7号給：778,000円まで）を規定し、専門的な知識経験又は識見の程度、従事する業務の困難性や重要度を定めた号給別基準職務表に従い格付けし、支給します。
- 一般任期付職員及びその他任期付職員の給料月額は、東大和市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」といいます。）に基づき支給します。

(5) 給与条例の適用除外

- 特定任期付職員には、給与条例上の給料表、昇格・昇給、時間外勤務手当や勤勉手当等の規定は適用しないこととします。
- 一般任期付職員及びその他任期付職員には、昇格・昇給の規定は適用しないこととします。

(6) 附則

- 施行日は、令和5年4月1日とします。
- 本条例の施行日前でも、本条例の実施のために必要な採用手続などの準備行為をすることができることとします。